

令和2年10月

江別市自治基本条例検討委員会提言書を受けての取り組み状況

平成29年3月に、江別市自治基本条例検討委員会から市長へ、自治基本条例に基づく取り組みなどについてまとめた提言書が提出されたことを受け、市では、以下のように取り組みを進めております。

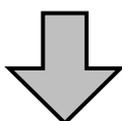
I 自治基本条例・市民参加条例の認知度について

【検討委員会からの提言（以下「提言」）】

江別市は、平成28年8月に市民5,000人を対象に「自治基本条例アンケート」（以下「条例アンケート」と表記。）を実施しましたが、そこで回答をいただいた1,618人において、自治基本条例の認知度は4割弱であり、残念ながら、4年前の条例見直し時と変わっていない状況です。また、平成27年に施行された市民参加条例の認知度も3割弱にとどまっています。自治基本条例は、施行から現在まで、パンフレットの配布や講演会の開催、小学校への出前講座など、さまざまな啓発に努めてはいるものの、市民からはまだ遠い存在であり、十分には理解されていない状況にあると言えます。

市民にとって、条例の内容がより分かりやすいものとなるよう、これまでの解説書については、更なる改善が必要です。さらに、条例のポイントとなる部分について、市民の目に留まる、手に取ってもらえるような、分かりやすく、親しみやすいパンフレットを市民のアイディアも取り入れながら作成するなど、新たな取り組みも必要と考えます。

また、より多くの市民にこれらの条例を知ってもらうためには、自治会や大学、市民活動団体、関係団体のイベントなど、さまざまな機会をとらえて、分かりやすい資料で条例が目指すまちづくりの内容をPRしていくとともに、市の職員への条例に関する研修を充実させ、理解を一層深めていただくことを望みます。



【凡例】 H29：平成29年度に実施
H30：平成30年度に実施
R元：令和元年度に実施
R2～：令和2年度以降に実施予定

【市のこれまでの取り組みと今後の予定】

（1）解説書の改訂

[H29] ・解説書の「主な取組事例」を充実、解説文を一部変更、字体などの体裁の変更をし、改訂した。

- (2) 市民参加や協働などをテーマとした市内大学生によるワークショップの開催
 [H29] ・市民参加や協働などをテーマとした市内4大学の学生によるワークショップを計3回開催した。
- (3) (2)のワークショップの意見を踏まえた市内大学生によるリーフレットの作成
 [H29] ・ワークショップに参加した北海道情報大学情報メディア学部情報メディア学科の学生とともにワークショップの意見を踏まえたリーフレットを作成した。
- (4) (3) で作成するリーフレットを活用した様々な機会における条例のPR
 [H29] ・新たに作成したリーフレットを活用し、成人のつどいで新成人に配付したほか、市内公共施設・市内4大学・JR駅・パン屋などで配布した。
 [H30] ・平成29年度に作成したリーフレットを成人のつどいで新成人に配付したほか、市内公共施設やイベントで配布した。
 [R 元] ・平成29年度に作成したリーフレットを成人のつどいで新成人に配付したほか、市内公共施設やイベントで配布した。
 [R2~] ・引き続き上記と同様に条例のPRを行う予定。
- (5) 協働に関して、これまでの小学校への出前講座の取り組みの継続に加え、新たに中学校で実施
 [H29] ・これまでの小学校への出前講座の継続に加え、新たに中学校で実施した。
 [H30] ・小、中学校で出前講座を実施した。
 [R 元] ・小、中学校で出前講座を実施した。
 [R2~] ・引き続き上記と同様に小、中学校で出前講座を実施する予定。
- (6) 新たに中堅職員を対象に条例に関する研修を実施
 [H29] ・採用されてから10年程度経過した平成18年度・19年度採用職員を対象に自治基本条例に関する研修を実施した。
 [H30] ・中堅職員を含む全係員に、自治基本条例リーフレットおよび条文と解説を配付した。
 [R 元] ・庁内で全職員を対象として周知を行った。
 [R2~] ・さらに効果的な方法を検討し、実施する予定。
- (7) 昇任者向け研修など、既存の研修の一部の時間帯を条例のPRに活用
 [H29] ・「後期新人職員研修」、地域イベント派遣者向けに実施する「スタートアップ研修」、課長・係長職昇任者向けに実施する「人事評価研修」内で、条例について説明・周知した。
 [H30] ・「前期新人職員研修」、「後期新人職員研修」、地域イベント派遣者向けに実施する「スタートアップ研修」、課長・係長職昇任者向けに実施する「人事評価研修」内で、条例について説明・周知した。
 [R 元] ・「前期新人職員研修」、「中期新人職員研修」、地域イベント派遣者向けに実施する「スタートアップ研修」内で、条例について説明・周知した。
 [R2~] ・引き続き上記と同様に研修内で説明・周知する予定。

II 市民参加・市民協働の推進について

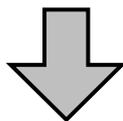
①市民参加の推進について（第24条関係）

【提言】

市民参加条例に規定されている附属機関等（審議会、委員会、協議会など）やパブリックコメントは、「参加の仕方が分からない」との意見も多く、これらの方法が市民にとって、より身近な存在となるよう、参加手続きや制度そのものについて、一層のPRに力を入れていただきたいと考えます。

また、条例アンケートにおいて、「アンケート調査」や「市民説明会」は有効な市民参加の方法として回答数が多かったことから、市は、広く市民の意見を聞き取る必要がある際には、これらの方法をできるだけ採用するよう努めるべきです。

附属機関等における委員を選任する際には、情報公開に努めるとともに、委員を公募する際には、性別や人数の割合など、それまでの構成にとらわれることなく、できるだけ多くの市民の参加が得られるよう努力していただきたいと考えます。また、附属機関等において、審議する案件に依りて、選任された委員以外の市民の意見を聞き取る必要がある場合には、より多くの市民の声が反映できる手法について、考慮すべきと考えます。



【市のこれまでの取り組みと今後の予定】

- (1) 広報えべつに市民参加の制度や手続きの説明を含めた特集記事を掲載
[H29] ・平成29年9月号の広報えべつにおいて、特集記事を掲載した。
- (2) 適時ホームページや広報えべつを活用して市民参加手続きを周知
[H29] ・ホームページや広報えべつで年間、下半期の市民参加予定事業一覧を掲載した。
[H30] ・ホームページや広報えべつで年間、下半期の市民参加予定事業一覧を掲載した。
[R 元] ・ホームページや広報えべつで年間、下半期の市民参加予定事業一覧を掲載した。
[R2~] ・適時ホームページや広報えべつを活用して市民参加手続きを周知する。
- (3) ホームページにおける市民参加に関する掲載内容の見直し
[H29] ・ホームページのトップページに市民参加の項目を設けた。また、市民参加の手法ごとに各課の更新状況が分かるようにレイアウトを変更した。

- (4) 庁内の各部署に対して、「アンケート調査」や「市民説明会」をPR
- [H29] ・庁内で市民参加の手法として「アンケート調査」や「市民説明会」を含んだ提言書について周知し、実際に都市公園の改修整備にあたりワークショップを開催、遊具の更新にあたりアンケート調査を実施した。
 - [H30] ・「広報えべつ」の特集記事に関連して、記事内あるいはSNS等を通じて、意見や感想を集める取り組みを複数回行った。
 - [R 元] ・庁内で市民参加の手法として「アンケート調査」や「市民説明会」を含んだ提言書について周知した。
 - [R2~] ・引き続き、庁内で市民参加の手法として「アンケート調査」や「市民説明会」を含んだ市民参加の手法について周知する。
 - ・自治基本条例に関するアンケート調査を実施する。
- (5) 庁内の各部署に、附属機関等における委員選任の際の情報公開と適切な委員構成や市民参加拡大に向けた検討を要請
- [H29] ・附属機関等の任期満了前、附属機関等の委員募集前に附属機関等の所管部署に対し、公募等の手法による市民委員の選考を検討するよう依頼した。
 - [H30] ・附属機関等の任期満了前、附属機関等の委員募集前に附属機関等の所管部署に対し、公募等の手法による市民委員の選考を検討するよう依頼し、多くの附属機関等において、公募等の手法による市民委員が導入された。
 - [R 元] ・附属機関等の任期満了前、附属機関等の委員募集前に附属機関等の所管部署に対し、公募等の手法による市民委員の選考を検討するよう依頼し、江別市営住宅運営委員会等において、公募等の手法による市民委員が導入された。
 - [R2~] ・附属機関等の所管部署に対し、公募等の手法による市民委員の選考を検討するよう継続して依頼する。
- (6) 各附属機関等へ提言の趣旨を周知
- [H29] ・庁内で定期的に提言書の趣旨を含む自治基本条例について周知した。
 - [H30] ・庁内で定期的に提言書の趣旨を含む自治基本条例について周知した。
 - [R 元] ・庁内で定期的に提言書の趣旨を含む自治基本条例について周知した。
 - [R2~] ・継続して庁内で定期的に周知をする。

②市民協働の推進について（第25条関係）

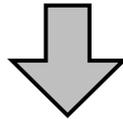
【提言】

条例アンケートにおいて、協働について、「分からない」との回答が5割強であったことから、現在行っている小・中学生への啓発活動を継続するほか、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、協働の意識啓発の強化を図っていくことが必要です。

また、条例アンケートにおいて、5割弱の人がまちづくり活動（自治会、市民活動団体、ボランティア団体の活動など）に参加するには、「きっかけが必要」と回答しており、今後も、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりについて、検討すべきと考えます。

一方、市の協働のパートナーである自治会や市民活動団体においては、担い手不足や財政難が課題となっており、現在行っている担い手の育成を目的としたセミナーや協働のまちづくり活動支援事業の更なる充実を図るほか、活動についてのPRがより効果的なものとなるよう、それぞれの団体と共に取り組んでいくことを望みます。

市民協働条例制定に向けては、市やまちづくり活動に携わるさまざまな団体が、上記の視点に立った、協働についての市民意識の高揚やまちづくり活動の充実を図る取り組みをさらに進めていく必要があります。



【市のこれまでの取り組みと今後の予定】

- (1) 協働に関して、これまでの小学校への出前講座の継続に加え、新たに中学校で実施
- [H29] ・これまでの小学校への出前講座に加え、新たに中学校で出前講座を実施した。
 - [H30] ・小、中学校で出前講座を実施した。
 - [R 元] ・小、中学校で出前講座を実施した。
 - [R2~] ・小、中学校で出前講座を実施する予定である。
- (2) 協働に関しての内容を盛り込んだ市内大学生によるリーフレットの作成
- [H29] ・協働を含むテーマで市内4大学の学生によるワークショップを開催し、ワークショップに参加した北海道情報大学情報メディア学部の学生とともにワークショップの意見を踏まえたリーフレットを作成した。

(3) 自治会、大学、市民活動団体のイベント等における協働の意識啓発

- [H29] ・協働のまちづくり活動支援事業の公開プレゼンテーションや報告会などで協働に関するパンフレットを配付した。また、ジモガク（学生地域定着推進広域連携協議会）と連携して、パンフレット等を配布した。
- [H30] ・協働のまちづくり活動支援事業公開プレゼンテーションや報告会などのイベントで協働に関するパンフレットを配付した。
- [R 元] ・協働のまちづくり活動支援事業公開プレゼンテーションや報告会などのイベントで協働に関するパンフレットを配付した。
- [R2~] ・引き続き上記と同様にイベント等で啓発を行う。

(4) 自治会加入促進リーフレットの充実

- [H29] ・自治会加入をより一層促進できるよう、リーフレットの改訂を検討した。
- [H30] ・自治会加入をより一層促進できるよう、リーフレットを改訂し、自治会長や転入者へ配付した。また、江別不動産協会と連携し、リーフレットを配付した。
- [R 元] ・前年度に改訂したリーフレットを活用し、自治会加入への意識付けを図った。
- [R2~] ・令和元年度と同様の取り組みを継続する。

(5) 自治会活動の内容を効果的にPRするため、自治会だよりや行事案内チラシの作成方法、SNSを活用した情報発信手法についてのセミナーの開催

- [H29] ・平成29年11月26日に地域活動運営セミナーを実施。自治会の情報発信について講演とグループワークを行った。

(6) まちづくり活動に関するわかりやすい情報提供の手法について、関係団体と共に検討

- [H29] ・平成28年度末に発行したコラボのたねの冊子（市民活動情報冊子）を配布するなどして、市民活動団体の情報や市民活動の詳細についてPRした。また、団体の情報発信を促進するため、SNSへの投稿をサポートし、Facebook講座を開催した。
- [H30] ・コラボのたねの冊子に掲載していた情報をカード型にしたものをファイルにしてPRした。また、市民活動団体の資金難等の課題解決のための、ワークショップを開催した。
- [R 元] ・市民活動団体やまちづくり活動を含む市民活動について紹介したカードを綴ったファイルを公共施設等に配置してPRした。また、協働のまちづくりについて考えるワークショップを開催した。
- [R2~] ・市民活動団体やまちづくり活動を含む市民活動について紹介したカードを綴ったファイルの情報を随時更新し、管理する。また、市民活動を始める人向けのセミナーとワークショップを行う。

(7) まちづくりにおける大学生の活躍の機会拡大について検討

- [H29] ・学生地域定着自治体連携事業では、市内4大学の学生が卒業後に地域に就業・定住することを目的に、地域活動プログラムを学生に提供した。
- [H30] ・学生地域定着自治体連携事業では、市内4大学の学生が卒業後に地域に就業・定住することを目的に、地域活動プログラムを学生に提供した。
- [R 元] ・学生地域定着自治体連携事業では、市内4大学の学生が卒業後に地域に就業・定住することを目的に、地域活動プログラムを学生に提供した。
- [R2~] ・上記の目的に沿って、市内4大学の地域理解や、特にインターンシップ等の地域企業理解につながるプログラムを充実させ、実施していく予定。

(8) 市民活動団体版出前講座のポスター作成によるPR強化

- [H29] ・市民活動団体版出前講座のポスターを作成して公共施設等に掲示し、PRを行った。

(9) 自治会活動の活性化に向け、これまでの取り組みの継続のほか、より効果的な支援の検討

- [H29] ・自治会に各種補助金を交付した。
 - ・平成29年11月26日に自治会活動の担い手を育成する地域活動運営セミナーを実施した。
 - ・より効果的な支援の検討を行った。
- [H30] ・自治会に各種補助金を交付した。
 - ・平成30年12月2日に自治会活動の担い手を育成する地域活動運営セミナーを実施した。
 - ・より効果的な支援の検討を行った。
- [R 元] ・自治会に各種補助金を交付した。
 - ・令和元年12月14日に自治会活動の担い手を育成する地域活動運営セミナーを実施した。北海道情報大学の藤本准教授を講師とし、自治会の情報発信について講演とグループワークを行った。
 - ・より効果的な支援の検討を行った。
- [R2~] ・自治会に各種補助金を交付する予定。
 - ・自治会活動の担い手を育成する地域活動運営セミナーを実施する予定。
 - ・より効果的な支援の検討を行う予定。

(10) 市民活動団体を対象としたアンケートを実施（団体の悩みや要望について把握）

- [H29] ・市民活動団体を対象としたアンケートを実施し、団体の抱えている課題等について把握した。

(11) 協働のまちづくり活動支援事業の充実に向けた検討

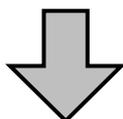
- [H29] ・協働のまちづくり活動支援事業の充実に向け、補助金の増額の取り組みを行った。
- [H30] ・協働のまちづくり活動支援事業について、ホームページ等で周知した。
- [R 元] ・協働のまちづくり活動支援事業について、ホームページ等で周知した。
- [R2~] ・協働のまちづくり活動支援事業について、ホームページ等で周知を行う。

(3) その他の取り組みについて

①市民の責務について（第7条関係）

【提言】

市民自治のまちづくりには、市民のまちづくりに対する自主性、自立性を最大限尊重したうえでの参加が不可欠であり、市民が自主的にまちづくりに取り組めるよう、この条例に規定されている市民の責務についての趣旨を、条例の啓発に併せて積極的にアピールしていくことが必要です。



【市のこれまでの取り組みと今後の予定】

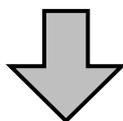
ホームページや広報えべつを活用して、市民の責務についての考え方を啓発

- [H29] ・平成29年9月号の広報えべつに特集記事を掲載し、市民の責務を含む市民参加について周知した。
- [H30] ・自治基本条例についてホームページ等に掲載するなどし、啓発した。
- [R 元] ・自治基本条例についてホームページ等に掲載するなどし、啓発した。
- [R2~] ・ホームページ等に掲載するとともに、広報えべつで特集記事を組み、啓発する。

②危機管理・防災について（第17条関係）

【提言】

全国で発生している大規模災害は、江別市民にとって決して他人事ではなく、市の防災、減災対策の充実はもとより、市民の防災・減災意識の向上や災害弱者と言われる方々への支援について、自治会など一層の連携を図っていくべきと考えます。



【市のこれまでの取り組みと今後の予定】

(1) より多くの自治会が避難所運営訓練に参加してもらえるよう啓発

- [H29] ・年2回開催している自主防災研修会にて訓練参加の呼びかけを実施した。
- [H30] ・自主防災研修会にて訓練参加の呼びかけを実施した。
 - ・ホームページに各自治会等による訓練予定を公開し、避難所運営訓練未実施自治会等へ啓発した。
 - ・総合防災訓練にて避難所運営訓練を各自治会等に見学していただき、訓練を開催してもらえるよう啓発した。

- [R 元] ・自主防災研修会にて訓練参加の呼びかけを実施した。
- ・ホームページに各自治会等による訓練予定を公開し、避難所運営訓練未実施自治会等へ啓発した。
- ・総合防災訓練にて避難所運営訓練を各自治会等に見学していただき、訓練を開催してもらえよう啓発した。
- [R2~] ・出前講座や自主防災研修会にて避難所運営訓練参加や見学の呼びかけを実施する。
- ・ホームページに各自治会等による訓練予定を公開し、避難所運営訓練未実施自治会等へ啓発する。
- ・総合防災訓練にて避難所運営訓練を各自治会等に見学していただき、訓練を開催してもらえよう啓発する。

(2) より多くの自治会が避難行動要支援者避難支援制度に協力してもらえよう啓発

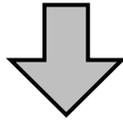
- [H29] ・出前講座にて、避難行動要支援者避難支援制度の説明会を実施した。
- ・自治会連絡協議会正副会長会議にて、制度を説明し、協力してもらえよう啓発した。
- [H30] ・出前講座にて、避難行動要支援者避難支援制度の説明会を実施した。
- ・自治会連絡協議会正副会長会議にて、制度を説明し、協力してもらえよう啓発した。
- [R 元] ・出前講座にて、避難行動要支援者避難支援制度の説明会を実施した。
- ・自治会連絡協議会正副会長会議にて、制度の説明及び協力してもらえよう啓発した。
- [R2~] ・出前講座にて、避難行動要支援者避難支援制度の説明会を実施する。
- ・自治会連絡協議会正副会長会議、民生委員児童委員協議会にて、制度の説明及び協力してもらえよう啓発する。
- ・各自治会へ制度の説明及び協力してもらえよう啓発する。
- ・総合防災訓練のPRブースにて、制度を啓発する。

③情報共有の推進について（第21条関係）

【提言】

まちづくりに関する情報を市と市民が共有することは、市民自治の前提であることから、まちづくりに関する情報をホームページや広報などでお知らせする際には、より見やすく、より分かりやすく、といった視点で、高齢者などに配慮したものとなるよう一層努力していただきたいと思います。また、ホームページが見られない方へのまちづくりに関する情報提供の在り方についても検討されることを望みます。

さらに、まちづくりについて、市民からの意見、要望、提案、苦情などを受け付ける「市民の声」については、行政内部での情報共有にとどまることなく、内容によっては、今後市民にも公表していくべきと考えます。



【市のこれまでの取り組みと今後の予定】

(1) ホームページにおけるウェブアクセシビリティ（年齢や障がいの有無にかかわらず、利用者がウェブ上の情報にアクセスし、利用できること）の徹底

[H29] ・ウェブアクセシビリティの徹底、ページ構成の統一化、わかりやすい表現への見直しを実現した。

[H30] ・市ホームページでは、記事作成時に自動でアクセシビリティをチェックできるシステムとなっている。また、広報誌では、スマートフォンの普及に合わせ、QRコードを掲載するなどして関連するホームページの情報にアクセスしやすいよう工夫した。

[R 元] ・市ホームページでは、記事作成時に自動でアクセシビリティをチェックできるシステムとなっている。また、広報誌では、スマートフォンの普及に合わせ、QRコードを掲載するなどして関連するホームページの情報にアクセスしやすいよう工夫するとともに、特集記事をスマートフォンでも見やすい形に再編集しホームページに掲載した。さらに、ホームページの記事へのアクセス経路の確保として、即時性が求められるお知らせを中心にSNS（フェイスブック、ツイッター）で発信する取組を強化した。

[R2~] ・市ホームページでは、記事作成時に自動でアクセシビリティをチェックできるシステムを引き続き活用する。また、広報誌では、スマートフォンの普及に合わせ、QRコードを掲載するなどして関連するホームページの情報にアクセスしやすいよう引き続き工夫するほか、特集記事をスマートフォンでも見やすい形に再編集しホームページに掲載する。さらに、ホームページの記事へのアクセス経路の確保として、即時性が求められるお知らせを中心にSNS（フェイスブック、ツイッター）で発信する取組を引き続き継続する。

(2) ホームページにおけるページ構成の統一

[H29] ・CMS（ホームページを管理するシステム）による統一的な構成を実現。

[H30] ・分かりやすい階層構造を維持するとともに、ページデザインはCMS（ホームページを管理するシステム）により制御した。

[R 元] ・分かりやすい階層構造を維持するとともに、ページデザインはCMS（コンテンツマネジメントシステム）により制御した。

[R2~] ・分かりやすい階層構造を維持するとともに、ページデザインはCMS（コンテンツマネジメントシステム）の機能を引き続き活用する。

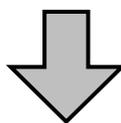
- (3) ホームページを、よりわかりやすい表現へ見直し
- [H29] ・タイトルや記事内容が分からない行政的表現を改善し、簡潔なタイトル・記事となるように修正対応。
 - [H30] ・市民目線で、できるだけ平易な表現に努め、理解しやすい文章構成を心掛けた。
 - [R 元] ・市民目線で、できるだけ平易な表現につとめ、理解しやすい文章構成を心掛けた。
 - [R2~] ・市民目線で、できるだけ平易な表現につとめ、理解しやすい文章校正を引き続き心掛ける。
- (4) 広報えべつの可読性を高めるため、掲載記事の内容に応じ、読者の年齢等に配慮したフォントを工夫
- [H29] ・可読性を高めるためのデザインの工夫や、フォントの選択を行った。
 - [H30] ・適切なフォント、行間、文字間、文字ポイントなどに配慮した。
 - [R 元] ・適切なフォント、行間、文字間、文字ポイントなどに配慮した。
 - [R2~] ・適切なフォント、行間、文字間、文字ポイントなどに引き続き配慮する。
- (5) 広報えべつにおいて、余白の確保、効果的な写真・イラストの配置など、見やすい誌面構成に配慮
- [H29] ・可能な限り、余白の確保、各ページへ効果的に写真を取り入れ、見やすい誌面構成となるように配慮した。
 - [H30] ・情報を集約して掲載する部分（お知らせページ）と、特集記事や重要なPR記事とのメリハリをつけることで、余白や効果的な写真、イラストを取り入れた読みやすい紙面構成を心掛けた。
 - [R 元] ・情報を集約して掲載する部分（お知らせページ）と、特集記事や重要なPR記事とのメリハリをつけることで、余白や効果的な写真、イラストを取り入れた読みやすい紙面構成を心掛けた。
 - [R2~] ・情報を集約して掲載する部分（お知らせページ）と、特集記事や重要なPR記事とのメリハリをつけるなどして、余白や効果的な写真、イラストを取り入れた読みやすい紙面構成を引き続き心掛ける。
- (6) ホームページが見られない方に配慮した、広報誌面の検討
- [H29] ・広報えべつの誌面で、まちづくりに関する情報を積極的に掲載した。
 - [H30] ・限りある誌面を効率よく活用できるようページ割の工夫をした。
 - [R 元] ・限りある誌面を効率よく活用できるようページ割の工夫をした。
 - [R2~] ・限りある誌面を効率よく活用できるよう引き続きページ割の工夫をする。

- (7) 市民の声等の傾向の公表に併せて、内容に応じて、市民の声を広報誌などで紹介
- [H29] ・市民の声等を受けて掲載している記事は、その旨が分かるよう誌面を工夫した。
 - [H30] ・市民の声を踏まえた記事の掲載について工夫するとともに、広報えべつの特集テーマに合わせて意見募集し掲載するなどした。
 - [R 元] ・市民の声を踏まえた記事の掲載について工夫するとともに、まちづくりの当事者意識に基づく市民ニーズを吸い上げる土壌づくりとして、広報えべつの特集テーマに合わせて意見を募集し掲載した。
 - [R2~] ・市民の声を踏まえた記事の掲載について工夫するとともに、広報えべつの特集テーマに合わせて意見募集するなど、まちづくりの当事者意識に基づく市民ニーズを吸い上げる土壌づくりを引き続き行っていく。
- (8) 市民の声等を受けて広報誌に掲載している記事は、その旨が分かるよう記載内容を工夫
- [H29] ・除雪や蜂の巣注意喚起の記事で市民の声から記事化したことが分かるように表示した。
 - [H30] ・Q&A方式にするなど疑問点と回答が分かりやすい掲載方法の工夫を行った。
 - [R 元] ・Q&A方式にするなど疑問点と回答が分かりやすい掲載方法の工夫を行った。
 - [R2~] ・Q&A方式にするなど疑問点と回答が分かりやすい掲載方法の工夫を引き続き行う。

④住民投票について（第26条関係）

【提言】

住民投票や地方自治法に規定されている直接請求については、市民にとってなじみの薄い制度であることから、解説書において、その手続きなどを分かりやすく記載する必要があります。



【市のこれまでの取り組みと今後の予定】

解説書の改訂

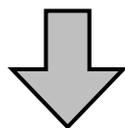
- [H29] ・「自治基本条例 条文と解説」内の住民投票の解説に、直接請求権の種類を入れるなどの変更をした。

⑤市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価（第 28 条関係）

【提言】

市民によるまちづくりに関する評価は、これまで行政評価外部評価委員会や毎年行うまちづくり市民アンケート、附属機関等への市民委員の登用やパブリックコメントといった市民参加などさまざまな方法で行われています。

今後においても、市民参加条例第 1 2 条に基づく市民参加の状況の公表の際は、条例上の手続きが適正に行われているかの点検結果も併せて公表するなど、より適切で、有効な評価ができる手法や仕組みについて検討していくことが必要であると考えます。



【市のこれまでの取り組みと今後の予定】

条例上の手続きの点検結果を含めた市民参加状況の公表

- [H29] ・えべつ未来戦略における戦略 1 及び 4 の構成事業（全 11 事業）を対象とした行政評価外部評価委員会を計 6 回実施し、平成 27 年度から実施した戦略 2 及び 3 と合わせて総括した。
 - ・まちづくり市民アンケートについては、市民 5,000 人を対象に第 6 次江別市総合計画の進捗管理（指標把握）のため実施し、2,032 人から回答を得た。
 - ・ホームページ等で各市民参加の手法ごとに市民参加状況を公開しているほか、平成 28 年度市民参加実施状況を取りまとめ、公表した。
- [H30] ・ホームページ等で各市民参加の手法ごとに市民参加状況を公開しているほか、平成 29 年度市民参加実施状況を取りまとめ、公表した。
 - ・まちづくり市民アンケートについては、市民 5,000 人を対象に第 6 次江別市総合計画の進捗管理（指標把握）のために実施し、2,052 人から回答を得た。
- [R 元] ・ホームページ等で各市民参加の手法ごとに市民参加状況を公開しているほか、平成 30 年度市民参加実施状況を取りまとめ、公表した。
 - ・まちづくり市民アンケートについては、市民 5,000 人を対象に第 6 次江別市総合計画の進捗管理（指標把握）のために実施し、1,931 人から回答を得た。（回答率 38.62%）なお、アンケートの実施にあたっては、その目的を明らかにするとともに、実施結果を公表した。
- [R2~] ・ホームページ等で各市民参加の手法ごとに市民参加状況を公開している。また、令和元年度市民参加実施状況を取りまとめ、公表する。
 - ・令和元年度より開始した第 6 次江別市総合計画後期に係る行政評価は、行政評価外部評価委員会の機能を学識経験者、有識者、市民公募委員で構成する行政改革推進委員会に統合した上で、当該委員会において実施する。
 - ・まちづくり市民アンケートについては、前年度の見直し結果を受けて、市民 3,000 人を対象に第 6 次江別市総合計画の進捗管理（指標把握）

のために実施する。(アンケート実施期間：令和2年5月12日から5月29日まで)

(4) 今後の取り組みの方向性について

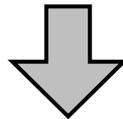
【提言】

江別市では、これまで、市政の情報共有、市民の積極的なまちづくりへの参加と協働という条例の基本理念のもと、さまざまな取り組みが進められてきました。

市民自治のまちづくりをさらに進めていくためには、条例の認知度、市民参加や市民協働に関する意識や市民の責務についての理解度を一層高めていくことが必要です。

市民の認知度や意識などが高まるには、時間がかかるものと考えますが、まずは、より分かりやすくという視点で、前述の条例解説書の改善、パンフレットの作成による啓発活動、ホームページの見直しなどにより、多くの市民にまちづくりについての情報を知ってもらい、理解してもらうことが重要です。

また、条例アンケートにおいて、9割以上の方が市の情報の入手手段と回答している「広報えべつ」を有効に活用し、条例が目指すまちづくりや市民参加制度、協働の考え方や取り組みなどを分かりやすく紹介し、関心や興味を持ってもらうことが必要と考えます。



【市のこれまでの取り組みと今後の予定】

広報えべつへの定期的な特集記事の掲載など、条例の認知度、市民参加や市民協働に関する意識、市民の責務についての理解度の向上に向けた啓発の強化

- [H29] ・平成29年9月号に特集記事を掲載した。
- [H30] ・ホームページ等に掲載するなどし、啓発した。
- [R 元] ・ホームページ等に掲載するなどし、啓発した。
- [R2~] ・ホームページ等に掲載するとともに、広報えべつで特集記事を組み、啓発する。

江別市生活環境部市民生活課市民協働担当
〒067-8674
江別市高砂町6番地
TEL：011-381-1124
FAX：011-381-1070
E-mail：shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp